

# ○大府市子ども家庭相談事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭における児童の育成に関する諸問題について相談に応じることにより、問題の早期発見、早期解決に結びつけ、児童の健全育成を図ることを目的に実施する子ども家庭相談事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施場所)

第2条 事業は、大府市児童老人福祉センター等の設置及び管理に関する条例（昭和62年大府市条例第4号）別表に規定する児童老人福祉センター（大府市立神田児童老人福祉センター北崎分館を除く。）及び児童センター（以下これらを「センター」という。）で実施する。

(相談員)

第3条 事業を実施するため、センターに子ども家庭相談員（以下「相談員」という。）を置く。

2 相談員は、センターに各1名とする。

3 相談員は、児童福祉事業に従事したことがある者又は児童問題に関して相当の知識及び経験を有し、かつ、児童の健全育成に熱意を持つ者のうち、市長が適当と認めたものとする。

(実施日等)

第4条 事業は、原則として週1日又は2日実施するものとする。

2 相談時間は、原則として午前10時から正午までとする。

(相談員の職務)

第5条 相談員は、相談を受けた児童の指導に当たり、次の事項に関し、努めなければならない。

(1) 集団的及び個人的指導機能を十分活用すること。

(2) 家庭児童相談室、愛知県知多児童相談センター等に紹介、あっせん等を行い、迅速かつ的確に対応すること。

(3) 子ども家庭相談事業記録票（別記様式）を作成し、事業を効果的に実施すること。

(秘密を守る義務)

第6条 相談員は、事業を実施するに当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 7 月 1 日から施行する。